

(協) 日本接骨師会十和田支部、
支部長 森 晴 樹 様

十和田市福祉事務所 十和福第 618 号
所長 森 晴 樹 様
平成 31 年 1 月 9 日

柔道整復業務に関する照会について (回答)

平成 31 年 1 月 4 日付けで照会のあった柔道整復業務に関する事項について下記のとおり回答
します。

記

当福祉事務所では被保護者から施術の給付申請があった際には、生活保護医療扶助運営要領
第 3 医療扶助実施方式 7 施術の給付によるほか、平成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 7 号「柔
道整復師の施術に係る医療扶助の適正な支給について」厚生労働省社会・援護局保護課長通知を
踏まえ、病状の聞き取りを行い支給の可否を検討し、給付要否意見書を発行しています。

厚生労働省社会・援護局保護課長通知 (抜粋)

- ① 支給対象は急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾
患は含まれないこと
- ② 単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は、支給対象外であること
- ③ 柔道整復の治療を完了して単にあんま (指圧及びマッサージを含む。) のみの治療を必要とす
る患者に対する施術は支給対象外であること
- ④ 往療科については、歩行困難等、真にやむを得ない理由により通所が困難な者に限ること

医療受給件数について

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
医療受給件数総数	26,706 件	25,866 件	25,190 件
柔道整復師の施術を 受けた件数	5 件	13 件	26 件
柔道整復師以外の施 術を受けた件数	15 件	12 件	6 件

なお、被保護者の個別、具体的に係る事項については回答いたしかねます。

また、自己のやりくりにより自費診療を受けることは、最低限度の生活の需要を満たす範囲内
においては、差し支えがあるものと考えておりません。

今後も生活保護の適正な執行に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い
申し上げます。

担当

十和田市役所生活福祉課
生活保護 1 係
電話 51-6715